

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(超過勤務手当、休日給、夜勤手当等)</p> <p>第30条 有期雇用教職員には、給与規程第23条に定める教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。ただし、第43条第2項の規定の適用を受ける医員の別表第6休日欄に定める1週間に3日の休日のうち1日における超過勤務については、同条第1項に規定する有期雇用教職員の所定勤務時間内におけるものに限る、勤務1時間につき、その者に支給される日給額を7.75で除して得た額を支給し、給与規程第23条第3号に規定する勤務の算出の基礎には含めないものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第5章 勤務時間、休日、休暇等 (所定勤務時間)</p> <p>第43条 有期雇用教職員の所定勤務時間は、1週間(日曜日から土曜日までとする。以下同じ。)につき38時間45分、1日につき7時間45分とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医員の所定勤務時間は、1週間につき31時間、1日につき7時間45分とすることができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事業場外の勤務)</p> <p>第48条 有期雇用教職員は、業務の都合上必要があると認める場合は、出張その他事業場外での勤務(以下この条において「事業場外勤務」という。)を命ぜられることがある。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有期雇用教職員が、事業場外勤務をする場合において、その勤務時間を算定し難いときは、第43条に定める<u>1日当たりの勤務時間</u>(以下「所定の勤務時間」という。)を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために通常所定の勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間又は労基法第38条の2第2項の労使協定で定める時間を勤務したものとみなす。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(超過勤務手当、休日給、夜勤手当等)</p> <p>第30条 有期雇用教職員には、給与規程第23条に定める教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。ただし、第43条第2項の規定の適用を受ける医員の別表第6休日欄に定める1週間に3日の休日のうち1日における<u>超過勤務及び別表第6の2休日欄に定める12日の休日のうち4日における超過勤務</u>については、同条第1項に規定する有期雇用教職員の所定勤務時間内におけるものに限る、勤務1時間につき、その者に支給される日給額を7.75で除して得た額を支給し、給与規程第23条第3号に規定する勤務の算出の基礎には含めないものとする。</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>第5章 勤務時間、休日、休暇等 (所定勤務時間)</p> <p>第43条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(事業場外の勤務)</p> <p>第48条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 有期雇用教職員が、事業場外勤務をする場合において、その勤務時間を算定し難いときは、第43条<u>及び第52条の2</u>に定める勤務時間(以下「所定の勤務時間」という。)を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために通常所定の勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間又は労基法第38条の2第2項の労使協定で定める時間を勤務したものとみなす。</p> <p>(1箇月単位の変形労働時間制)</p> <p>第52条の2 別表第6の2の有期雇用教職員については、<u>同表の定めるところにより、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間4</u></p>

<p>(後 略)</p> <p>別表第 1～6 (略)</p> <p>別表第 7・8 (略)</p>	<p><u>5分(第43条第2項の規定の適用を受ける医員にあつては31時間)を超えない範囲において、勤務時間、休憩時間及び休日を別に割り振ることがある。</u></p> <p>別表第 1～6 (同 左)</p> <p><u>別表第 6 の 2</u> (別 添)</p> <p>別表第 7・8 (同 左)</p> <p>附 則 (令和5年達示第7号)</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>
--	--

別表第6の2

有期雇用教職員の 区分	割り振り 単位期間	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	備考
医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する医員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで	2日分の日給を支給する
			午後4時30分から翌日午前9時まで	午前1時15分から午前2時15分まで	
医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する医員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する12の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで	2日分の日給を支給する
			午後4時30分から翌日午前9時まで	午前1時15分から午前2時15分まで	